

ファブリーケーターマシン安全ガイド

GENERAL FABRICATION MACHINES SAFTY GUIDE

(事業者および従業員のために)

FOR EMPLOYERS AND EMPLOYEES



1. まえがき

この安全ガイドは、弊社が販売するファブリケーターマシンの危険防止措置を実施するために、知っておいていただきたい安全に関わる重要な情報を、事業者と従業員の皆様にお知らせするものです。

使用上の情報については安全ガイドのほか、取扱説明書および機械に貼られた警告銘板に記載してありますので、これら全ての情報をよく理解してご使用ください。

据付け、金型および材料の段取り、運転、点検、清掃、保守などの各作業に対し、十分な危険の認識をしていただき、事業者の責任で、設置される事業所の環境や機械の使用方法に合った機械の危険防止措置を行っていただくと共に、作業員に対する安全衛生教育を行なってください。

機械の危険防止措置は、労働安全衛生法にて事業者の責任となっています。

次ページの「事業者の責任」を参照ください。

機械の危険防止の手順等につきましては、厚生労働省より通達として公表された「機械の包括的な安全基準に関する指針」（平成19年7月31日改正 基発第0731001号）を参照してください。

この指針は、安全衛生情報センターのホームページ (<http://www.jaish.gr.jp/>) から「法令・通達」のサイトを開き、基発番号を入れて検索できます。

既に設置されている機械に防護装置を取付ける場合、制御、機械本体ともに追加工事を施す必要が生じることがあります。採用検討に当たりましては弊社の担当者にご相談いただけますようお願いいたします。

2. 事業者の責任

労働安全衛生法(法)、労働安全衛生規則(則)は労働災害の低減を目的とし、機械を労働者に使用させる事業者に対し、主として次に示す義務が課せられています。

(1) 計画の届け出

・監督署への計画の届出

IW(アイアンワーカ)は液圧プレスです。

「機械等の設置・移転・変更届け」を行うこと。(法第88条、則第85条等)

所管の労働基準監督署に届け出し、安全性のチェック・指導を受けます。

他のファブリケーターマシンに関して、現時点での法令で「計画の届け出」の義務には、記載されていません。所轄の労働基準監督署の指示があった場合は、それに従ってください。

・役所への特定施設の届出、指定施設の許可申請

騒音規制法、振動規制法、及び都道府県の環境保全に関する条例の特定施設に該当する場合は、所轄の環境保全関連窓口へ届出を行なうこと。

尚、地域により届出義務や規制値等が異なりますので、詳細は所轄の環境保全関連窓口へ確認下さい。

(2) 危険性・有害性等の調査

作業・業務の危険性又は有害性等を調査(リスクアセスメント)し、作業員の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めること。(法第28条の2)

リスクアセスメントを行う際に必要な機械固有の残留リスク資料は、弊社へお問い合わせください。

(3) 危険の防止

プレス作業員に対し、適切な危険防止措置を講ずること。(法第20条、則第131条)

機械、危険物、電気等のエネルギーなどによる労働者の危険を防止してください。

作業員の身体の一部が危険限界に入れないよう措置を講じてください。

(4) 作業主任者

資格のある作業主任者の選任を行うこと。(法第14条、則第16条等)

動力プレス機械を5台以上有する事業場においては、指定の技能講習を受けた者の中から作業主任者を選任しなければなりません。

(5) 安全衛生教育

この機械をはじめ取り扱う作業員への安全衛生教育(則第35条)

また金型交換や調整作業にあたる作業員に対しては、特別教育を行わなければなりません。(則第36条、安全衛生特別教育規定第3条)

(6) 作業開始前の点検

作業開始前の点検を行うこと。(則第136条)

機器の故障や不具合を早期に発見し、異常を認めたら補修その他必要な措置を取り、事故を防ぐために行なってください。

(7) 特定自主検査及び定期自主検査

特定自主検査又は定期自主検査を、年一回以上実施すること。(則第135条等)

検査の結果の不具合点は補修し、検査結果と補修記録を保管してください。

3. 機械を安全にご使用いただくための厳守事項

ファブリケータマシンはシャーリングマシン、収納庫、タッピングマシン、バリ取り機、圧入機、測定器、溶接機、穴あけ・切欠きマシンがあります。ここには、各機械に共通の内容あるいは特に注意していただきたい厳守事項を抜粋して記載してあります。機械をご使用の場合は、必ず各機械の取扱説明書をご確認ください。

シャーリングマシンに関しては、専用の安全ガイドを用意してあります。

(1) 防護装置の改造は行わない

危険領域に手や指が入らないようにガードが取り付けられています。金型や刃により指が切断される危険や、指を潰す危険を防ぎます。加工する素材形状及び最大板厚からすきまが決められておりますので、すきまを大きくしないでください。また、ガードやカバーなどの保護具が所定の位置に取り付けられている事を確認してから機械を操作してください。



(2) 危険領域に身体の一部を入れない

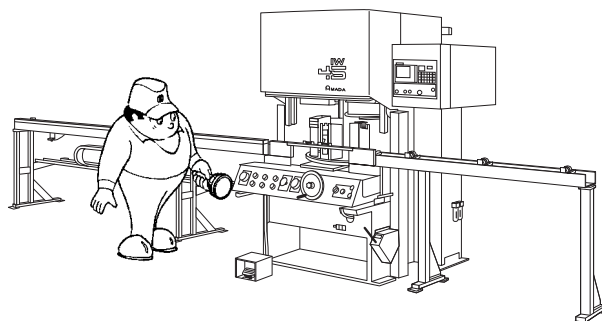
機械動作領域及び材料の移動領域に身体の一部が入らないよう注意してください。

機械動作領域及び材料の移動領域内で作業する場合は、動作中の部分が身体に触れて負傷する恐れがあります。操作装置を切りにしてキーを抜き携帯してください。

必ず動力源(電源・空圧源・油圧源)を遮断した状態で施錠して作業してください。

(3) 運転開始前の安全確認

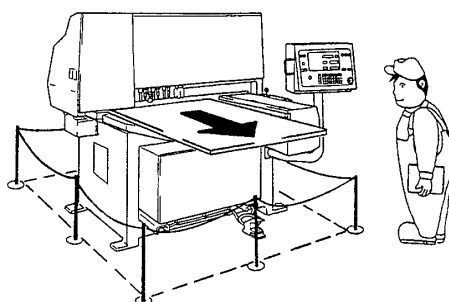
進入防止柵の中、機械の後ろに他の作業者がいないことを確認してから、運転を開始してください。



(4) 材料のはみ出し、落下に関する注意

収納庫において材料受け角パイプがしっかり差し込まれていないと、材料がトラッカー内から滑り落ちる可能性があります。

タッピングマシンにおいて長尺材を加工する場合は、材料がテーブルからはみ出して危険ですので、補助テーブルを設置してください。



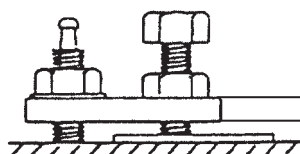
(5) 火災に関する注意

溶接機をご使用の場合は、スパッタが飛散する領域から可燃物を取り除いてください。また作業場所の近くに消火器を設置し、万一の場合に備えてください。



(6) 機械転倒、移動に関する注意

重心が高い位置にある機械(溶接機)または地震等により機械が移動し挟まれ等の危険がある場合はオールアンカーで固定してください。



事故情報提供のお願い

平成 26 年 4 月 15 日付基安発 0415 第 1 号で、「機械ユーザーから機械メーカー等への災害情報等の提供の促進要領」が厚生労働省労働基準局から通達されました。

この中で、機械メーカーは連絡窓口、連絡方法、事故情報等の連絡項目を取扱説明書等に明記すること、機械ユーザーは機械メーカーに情報を提供し、機械メーカーと連携して事故等の再発防止対策を講じることが求められています。

弊社でもこの通達に従い、弊社機械による同種事故の再発防止および設計・製造段階での安全化促進を図るため、お客様から事故情報をご提供いただき、活用していく所存であります。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

(1) 連絡窓口

事故情報等は、弊社担当営業所のサービスセンターまで電話等でご一報ください。

(2) ご提供いただきたい内容

以下の事故報告書の連絡項目に関して、弊社まで事故情報をご提供ください。

事故報告書

報告日: 年 月 日	●事故の概要について
事故の区分: 1. 人身事故の発生またはその可能性がある 2. 火災事故の発生またはその可能性がある	事故発生日時: 年 月 日 時 分 ころ
●お客様について	[人身事故の場合] 被災者: 1. オペレーター 2. オペレーター以外()
会社名(部署名):	性別(年齢): 1. 男 2. 女 (歳)
氏名(役職):	被災状況(けがの部位・程度):
住所:	[火災事故の場合] 発火源・着火物(断定できる場合): 焼損範囲:
電話番号:	事故に至る作業内容・経過:
FAX番号:	
メールアドレス:	防護装置の使用状況:
●ご使用の弊社機械について (シリアルプレートの刻印内容)	お客様からのコメント:
型式:	
製造番号:	
製造年月: 年 月	



この安全ガイドブックが、貴社の従業員の方に安全な作業場を提供するのに役立つ事を願っております。機械の危険防止措置に関して、別途の情報や提案が必要であれば弊社までお気軽にご連絡下さい。

(株)アマダ 神奈川県伊勢原市石田200番地
TEL:0463-96-1111(代)
<http://www.amada.co.jp/>